

環境保全型農業直接支払交付金「有機農業の取組」の支援対象作物について

令和8年3月
農産物安全・流通課

三重県において、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」における三重県慣行レベルが設定されていない作物のうち、環境保全型農業直接支払交付金の「有機農業の取組」支援対象作物は以下のとおりとする。

作物名	通常の営農管理における使用状況		「有機農業の取組」 支援対象の判定
	化学肥料	化学合成農薬	
パプリカ	使用	使用	可
ケール	使用	使用	可
アボカド	使用	使用	可
タアサイ	使用	使用	可
アレッタ	使用	使用	可
ラズベリー (ブラックベリー)	使用	使用	可
エンバク	使用	使用	可